

妊婦健診助成券追加交付について

これまで妊娠届出時に妊婦健診の助成券を 14 回目まで渡しておりました。この度、15 回目、16 回目の助成券も追加で交付することになりましたので、お知らせします。

～追加交付を受ける方法～

14 回目の妊婦健診助成券を使用したら・・・

①健康こども課(66-3610)に連絡をする

②申請書を記入し提出する

役場健康こども課あるいは各地域課に母子健康手帳と申請書を提出ください。

③母子健康手帳にて確認を受ける

④追加分の妊婦健診助成券の交付を受ける

⑤助成券を受け取ったら署名をする

